

地域の環境美化活動のリーダーです

平成21・22年度開成町環境美化推進協議会委員が決定

協議会は、各自治会から推薦された13人の委員で組織され、任期は2年です。町と連携しながら各地域のごみの出し方の指導や美化活動を推進していきます。よろしくお願ひします。

環境防災課

☎84・0314

任期 平成21年4月1日～平成23年3月31日



中野 保雄さん
(上延沢)



佐藤 孝吉さん
(金井島)



内田 賢司さん
(岡野)



遠藤 高一さん
(下延沢)



遠藤 一美さん
(円中)



小宮 孜さん
(宮台)



井上 泉さん
(牛島)



藪田 康雄さん
(上島)



恩田 正吉さん
(河原町)



石井 道輝さん
(榎本)



齊藤 敏規さん
(中家村)



小林 修司さん
(下島)



笹竹 利行さん
(パレットガーデン)

公職選挙法の規定により、各市区町村選挙管理委員会は、毎年少なくとも1回、選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表することになっています。

平成20年度中の選挙人名簿および在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況は次のとおりです。

選挙管理委員会(総務課) ☎84-0310

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表

◇選挙人名簿抄本の閲覧状況

期間中の選挙人名簿抄本の閲覧は、ありませんでした。

◇在外選挙人名簿抄本の閲覧状況

期間中の在外選挙人名簿抄本の閲覧は、ありませんでした。

- 閲覧できる場合
- 1 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合
 - 2 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙活動を行うために閲覧する場合
 - 3 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

地域のみんなで支え合い

災害時要援護者登録制度は6月は強化月間です



要援護者用拠点施設 福祉会館

対象者は

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で日常的に近所の方や民生委員などの支援が必要な方
- ・認知症や寝たきりの高齢者などで民生委員などの見守りが必要な方
- ・障害のある方で支援が必要な方

登録には、本人の同意を必要としています。これは、登録された個人情報や災害時の支援のために、自治会関係者や民生委員など複数の関係者が共有することになるためです。情報の公開を望まない方や、家族などの介護により支援を望まない方、施設などに入所している方は登録の必要はありません。



災害時要援護者登録制度は、本人の同意のもと、災害時に支援が必要となり暮らしの高齢者や障害がある方などを自治会単位で登録し、日ごろの見守り活動や防災訓練などを通じて、地域の皆さんで支え合い、被害を最小限に防ぐ仕組みづくりを進めるものです。

この制度を充実させていくためには、日常生活での支援や見守りがたいせつです。

福祉課 ☎84・0316

登録しましょう

町では、2月1日現在372名の方が登録しています。さらに登録者を増やし、制度を充実させていくために、6月を強化月間として自治会をはじめとする関係機関が積極的に取り組んでいきます。

自治会福祉部や防災部、民生委員などが対象となる方に戸別訪問し、新規登録にも取り組んでいきます。登録を希望される方はお気軽に自治会や民生委員、役場などに声をかけてください。

大規模災害が発生したら

大規模災害発生時の初期期では、国、県、町の支援(公助)はさほど機能しません。これは支援する側の職員自身も被災者となり得るからです。そこで、自助・共助が重要となります。

自主防災会が中心になり、登録制度に関係なく、地域の被災状況に応じた救助活動を行います。それと同時に、福祉部や支援者が中心になり、登録者の安全確認や避難誘導を行います。民生委員は、福祉部活動に協力するとともに、要援護者の安全確認を行います。

自治会あげでの取り組み

「自分のことは、自分で守る。地域のことはみんなを守る。」阪神淡路大震災の経験を教訓に自助・共助の精神が重要視されてきました。

毎年9月(今年度は8月30日)に実施する防災訓練では、この登録制度をもとに、対象者の地域での避難誘導訓練や災害時要援護者拠点施設である福祉会館への避難誘導訓練を実施しています。

日ごろからの付き合いが災害時にものをいいます。共助の中心となる自治会活動には、支援する人手が必要です。地域みんなの協力で、災害時要援護者登録制度を充実させていきます。



要援護者の受付(昨年の訓練会場)